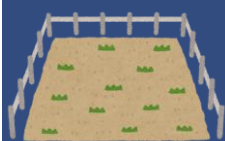


「新しい倉敷への第1歩！ 想いを実現させよう 阿知3丁目再開発」

倉敷市阿知3丁目東地区 再開発ニュース 第5号

2018年7月25日発行

発行／倉敷市阿知3丁目東地区市街地再開発組合



土地調書・物件調書 の作成を進めています！



当組合は、権利変換計画の作成にあたり、権利者の従前資産を正確に把握し、確定するため、地区内の全ての土地及び建物等について各権利者の確認を得た上で**土地調書、物件調書**を作成します。

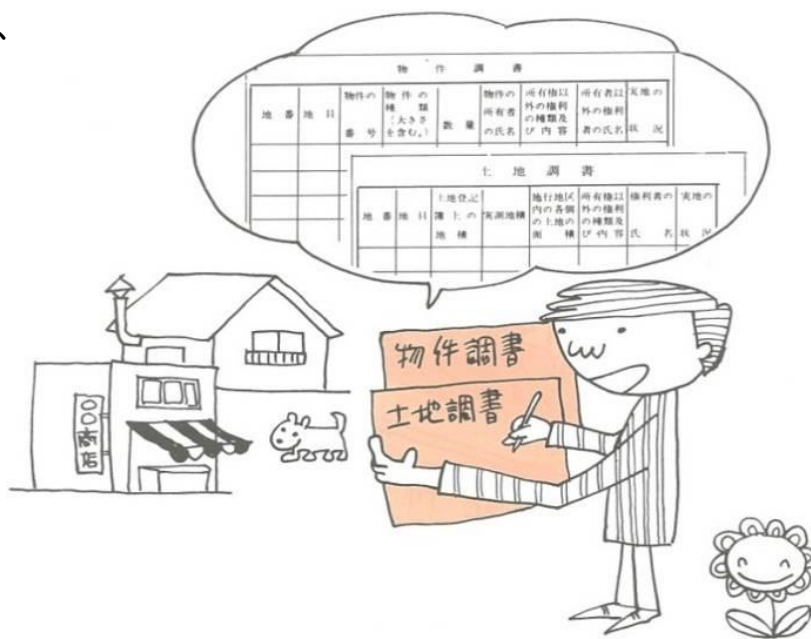
これは、権利を変換するためには、**従前の権利がどういうものであって、どういう内容であるかを正確にとらえておく必要があるから**です。

土地調書には、各権利者の所有権や借地権、担保権などの内容を記載し、関係権利者に確認していただきます。

物件調書には、平面図や面積、所有権や担保権などの内容のほか、借家されている場合はその内容を記載して、関係権利者として確認していただきます。

注1) 土地・物件調書に記載された事項については、異議を述べておかない限り、真実の状態を示したものであるとされる効果が与えられます。

注2) 相続が発生しているものの相続登記が完了しておられない方は、早急に、変更登記、相続登記をお願いします。また、調書には氏名及び住所を記載しますので、移転等により、現住所が変更となっておられる方は、組合までご連絡下さい。



【問合せ先】 倉敷市阿知3丁目東地区市街地再開発組合

住所：倉敷市阿知3-9-32（ふれあい広場） TEL 086-424-0111

倉敷市建設局まちづくり部倉敷市市街地開発課

住所：倉敷市西中新田640番地

TEL 086-426-3505